

住民基本台帳制度について

1. 制度の趣旨

住民基本台帳制度は、次に掲げる目的を達成するため、住民に関する正確で統一的な記録を行うものである。

- 住民票の写しの交付等の方法により、住民の居住関係を公証する。
- 住民に関する各種の行政事務処理の基礎とする。
- 住民の住所に関する届け出等の簡素化を図る。
- 住民に関する記録の適正な管理を図る。
- 住民の利便を増進するとともに国及び地方公共団体の行政の合理化に資する。

2. 対象者

日本国籍を有する住民

3. 台帳の整備、管理等の主体

市（指定都市にあつては区）町村（特別区を含む。）

4. 住民基本台帳

住民基本台帳は、個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成したもの。

5. 住民票の記載と記載事項

(1) 住民票の記載

住民票の記載、記載の修正、消除は、住民の届出又は市町村長の職権により行われる。

(2) 主な記載事項

- 氏名
- 生年月日
- 男女の別
- 住所
- 世帯主の氏名及び世帯主との続柄
- 戸籍の表示
- 選挙人名簿への登録の有無
- 国民健康保険の被保険者の資格に関する事項（資格を取得した日等）
- 介護保険の被保険者の資格に関する事項（被保険者となった日等）
- 国民年金の被保険者の資格に関する事項（被保険者の種別等）
- 児童手当の受給資格に関する事項（児童手当の支給を開始した日等）
- 住民票コード

6. 住民票の正確性確保のための措置

住民票は、住民の居住関係等の公証制度であり、その記載事項の正確性の確保のために、次のような手続きがとられている。

(1) 届出

- 転入届
- 転居届
- 転出届
- 世帯変更届

等

(2) 調査

市町村長は、定期に又は必要に応じて、随時、住民票の記載事項について調査を行う。

(3) 市町村間の通知

転入届があった場合や戸籍に関する届出を受理した場合等には、市町村間において通知を行う。

7. 選挙人名簿との関係

選挙人名簿の登録は、住民基本台帳に記録されている者で、選挙権を有するものについて行われる。

市町村長は、住民票の記載等をしたときは、選挙管理委員会に通知を行う。

選挙管理委員会は、通知された事項を不当な目的に使用されることがないように努めなければならない。

8. 住民基本台帳を基礎として行う事務

住民基本台帳は、次に掲げる事務処理の基礎となっている。

- 選挙
- 国民健康保険
- 介護保険
- 国民年金
- 児童手当
- 住民税
- 学齢簿
- 印鑑登録証明
- 予防接種
- 生活保護
- その他の保健・福祉サービス

等

9. 住民基本台帳の一部の写しの閲覧制度と住民票の写し等の交付制度

立法当初、住民基本台帳は、住民の居住関係について公証する唯一の公簿として、原則公開とすることが、住民の利便を増進させるものと考えられた。その後、個人情報保護の観点から一定の制限が行われた。

(1) 住民基本台帳の一部の写しの閲覧

○何人でも閲覧を請求することができる。

○請求者は請求事由等を明らかにする必要がある、市町村長は、不当な目的によることが明らかなきとき又は閲覧により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがあることその他の当該請求を拒むに足りる相当の理由があると認めるときは、請求を拒むことができる。

○閲覧の対象は、「氏名、生年月日、男女の別、住所」

○取引の相手方の確認、世論調査、学術調査、市場調査等に利用されている。

(2) 住民票の写し等の交付

○自己又は自己と同一の世帯に属する者に係る住民票の写し等の交付を請求することができる。

○何人でも第三者（自己又は自己と同一の世帯に属する者以外の者）の住民票の写し等（住民票コードを除く）の交付を請求することができる。

○続柄や戸籍の表示については、特別の請求が必要

○請求者は請求事由等を明らかにする必要がある、市町村長は不当な目的によることが明らかなきときは、請求を拒むことができる。

10. 戸籍の附票

(1) 本籍地の市町村長は、その市町村の区域内に本籍を有する者について、戸籍を単位として、戸籍の附票を作成することとされている。

(2) 記載事項

○戸籍の表示

○氏名

○住所

○住所を定めた年月日

○在外選挙人名簿に登録された旨 等

(3) 戸籍の附票の写しについては、住民票の写しに準じた交付制度がある。

11. 本人確認情報の処理及び利用等

○氏名、生年月日、男女の別、住所、住民票コード及びこれらの変更情報を「本人確認情報」と定義している。

○本人確認情報について、市町村長から都道府県知事、都道府県知事から指定情報処理機関へ通知するものとされている。

○都道府県知事又は指定情報処理機関から国の機関等へ、本人確認情報を提供するが、提供先となる国の機関等及び事務については法令で規定されている。都道府県知事が利用できる事務についても、法令又は条例で規定されている。

○住民票様式例

住 民 票											
氏 名	姓			名			世帯員数	世帯番号	世帯番号	世帯番号	世帯番号
	明大昭平			男	世帯主	族					
住 所	住 宅 地 番 号			住 宅 種 別	住 民 票 上 の 年 月 日	出生年月日	転居年月日	転居年月日	転居年月日	転居年月日	備考
	〇〇〇〇			〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
本 籍	本 籍 地 番 号			本 籍 種 別	本 籍 年 月 日						備考
前住所	前住所地番号			前住所種別	前住所年月日						備考
転出	転出地番号			転出種別	転出年月日						備考
国民健康保険			国民年金			選挙人名簿			児童手当		
記号			記号			登録			支給開始		
資格取得			資格喪失			資格取得・種別変更			支給終了		
昭平			昭平			昭平			昭平		
昭平			昭平			昭平			昭平		
昭平			昭平			昭平			昭平		
退職被保険者又は被扶養者の別			該当年月日	非該当年月							
退・被扶			昭平	昭平							
退・被扶			昭平	昭平							
備考			備考			備考			備考		
介護保険											
番号											
資格取得			資格喪失								
平			平								
平			平								
平			平								
備考											

○閲覧用の住民基本台帳の一部の写しの例

閲覧用リスト

平成〇年〇月〇日作成 ××冊—〇頁

住所	方 書	氏 名	性別	生年月日
〇〇一丁目△番1号	□□ハイツ1号室	〇〇 太郎	男	昭和11年 1月 1日
〇〇一丁目△番1号	□□ハイツ2号室	×× 一郎	男	昭和 9年 9月 9日
		×× 花子	女	昭和10年10月10日
〇〇一丁目△番4号		△△ 太郎	男	昭和41年 4月 4日
		△△ 花子	女	昭和42年 2月 2日
		△△ 一郎	男	平成 2年 9月 9日

住民基本台帳法（抄）

（昭和四十二年七月二十五日法律第八十一号）

（目的）

第一条 この法律は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録その他の住民に関する事務の処理の基礎とするとともに住民の住所に関する届出等の簡素化を図り、あわせて住民に関する記録の適正な管理を図るため、住民に関する記録を正確かつ統一的に行う住民基本台帳の制度を定め、もつて住民の利便を増進するとともに、国及び地方公共団体の行政の合理化に資することを目的とする。

（市町村長等の責務）

第三条 市町村長は、常に、住民基本台帳を整備し、住民に関する正確な記録が行われるように努めるとともに、住民に関する記録の管理が適正に行われるように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 市町村長その他の市町村の執行機関は、住民基本台帳に基づいて住民に関する事務を管理し、又は執行するとともに、住民からの届出その他の行為に関する事務の処理の合理化に努めなければならない。

3 住民は、常に、住民としての地位の変更に関する届出を正確に行なうように努めなければならない。虚偽の届出その他住民基本台帳の正確性を阻害するような行為をしてはならない。

4 何人も、第十一条第一項に規定する住民基本台帳の一部の写しの閲覧又は住民票の写し、住民票に記載をした事項に関する証明書、戸籍の附票の写しその他のこの法律の規定により交付される書類の交付により知り得た事項を使用するに当たつて、個人の基本的人権を尊重するよう努めなければならない。

（住民基本台帳の一部の写しの閲覧）

第十一条 何人でも、市町村長に対し、当該市町村が備える住民基本台帳のうち第七条第一号から第三号まで及び第七号に掲げる事項（同号に掲げる事項については、住所とする。以下この項において同じ。）に係る部分の写し（第六条第三項の規定により磁気ディスクをもつて住民票を調製することにより住民基本台帳を作成している市町村にあつては、当該住民基本台帳に記録されている事項のうち第七条第一号から第三号まで及び第七号に掲げる事項を記載した書類。以下この条及び第五十条において「住民基本台帳の一部の写し」という。）の閲覧を請求することができる。

2 前項の請求は、請求事由その他総務省令で定める事項を明らかにしてしなければならない。ただし、総務省令で定める場合には、この限りでない。

3 市町村長は、第一項の請求が不当な目的によることが明らかなきとき又は住民基本台帳の一部の写しの閲覧により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがあることその他の当該請求を拒むに足りる相当な理由があると認めるときは、当該請求を拒むことができる。

(住民票の写し等の交付)

第十二条 住民基本台帳に記録されている者は、その者が記録されている住民基本台帳を備える市町村の市町村長に対し、自己又は自己と同一の世帯に属する者に係る住民票の写し（第六条第三項の規定により磁気ディスクをもつて住民票を調製している市町村にあつては、当該住民票に記録されている事項を記載した書類。以下同じ。）又は住民票に記載をした事項に関する証明書（以下「住民票記載事項証明書」という。）の交付を請求することができる。

- 2 何人でも、市町村長に対し、自己又は自己と同一の世帯に属する者以外の者であつて当該市町村が備える住民基本台帳に記録されているものに係る住民票の写しで第七条第十三号に掲げる事項の記載を省略したもの又は住民票記載事項証明書で同条第一号から第十二号まで及び第十四号に掲げる事項に関するものの交付を請求することができる。
- 3 前二項の請求は、請求事由その他総務省令で定める事項を明らかにしてしなければならない。ただし、総務省令で定める場合には、この限りでない。
- 4 市町村長は、特別の請求がない限り、第一項の住民票の写しの交付の請求があつたときは第七条第四号、第五号及び第九号から第十四号までに掲げる事項の全部又は一部の記載を省略した写しを、第二項の住民票の写しの交付の請求があつたときは同条第四号、第五号、第九号から第十二号まで及び第十四号に掲げる事項の全部又は一部の記載を省略した写しを交付することができる。
- 5 市町村長は、第一項又は第二項の請求が不当な目的によることが明らかなきときは、これを拒むことができる。
- 6 第一項又は第二項の請求をしようとする者は、郵便その他の総務省令で定める方法により、これらの規定に規定する住民票の写し又は住民票記載事項証明書の送付を求めることができる。

第五十条 偽りその他不正の手段により、第十一条第一項の規定による住民基本台帳の一部の写しの閲覧をし、第十二条第一項若しくは第二項の住民票の写し若しくは住民票記載事項証明書の交付を受け、第十二条の二第一項の住民票の写しの交付を受け、第二十条第一項の戸籍の附票の写しの交付を受け、又は第三十条の三十七第二項の規定による開示を受けた者は、十万円以下の過料に処する。

住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付に関する省令
(昭和六十年十二月十三日自治省令第二十八号)

住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第十一条第二項及び第十二条第二項の規定に基づき、住民基本台帳の閲覧及び住民票の写し等の交付に関する省令を次のように定める。

(住民基本台帳の一部の写しの閲覧の請求につき明らかにしなければならない事項)

第一条 住民基本台帳法（以下「法」という。）第十一条第二項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 住民基本台帳の一部の写しの閲覧を請求する者の氏名及び住所
- 二 請求に係る住民の範囲

(住民票の写し等の交付の請求につき明らかにしなければならない事項)

第二条 法第十二条第三項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 住民票の写し（法第六条第三項の規定により磁気ディスクをもつて住民票を調製している市町村（特別区を含む。）にあつては、当該住民票に記録されている事項を記載した書類）又は法第十二条第一項に規定する住民票記載事項証明書の交付を請求する者の氏名及び住所
- 二 請求に係る住民の氏名及び住所

(請求事由等を明らかにすることを要しない場合)

第三条 法第十一条第二項及び法第十二条第三項に規定する総務省令で定める場合は、次に掲げる場合（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第一条第二項に規定する被害者のうち更なる暴力によりその生命又は身体に危害を受けるおそれがあるものに係る請求である場合等市町村長が法第十一条第三項又は法第十二条第五項の規定に基づき請求を拒むかどうか判断するために特に必要があると認める場合を除く。）とする。

- 一 住民票に記載されている者（法第六条第三項の規定により磁気ディスクをもつて調製する住民票にあつては、記録されている者）又はその者と同一の世帯に属する者が第一条各号又は前条各号に掲げる事項を明らかにして請求する場合
- 二 国又は地方公共団体の職員がその職名、職務上の請求である旨及び第一条各号又は前条各号に掲げる事項を明らかにして請求する場合
- 三 弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士又は行政書士がその資格、職務上の請求である旨及び第一条各号又は前条各号に掲げる事項を明らかにして請求する場合
- 四 市町村長（特別区及び地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区長）が相当と認める場合